

外国人技能実習制度の抜本的見直しを求める意見書

外国人労働者の受け入れ拡大に向け、新たな在留資格を設けることなどを柱にした改定出入国管理法が成立しました。

入管法改定で新設する新資格「特定技能」は、現在すでに導入されている「外国人技能実習制度」から多くの人に移ることを前提としています。「外国人技能実習制度」は、日本で習得した技能を持ち帰って母国で生かすことが建前ですが、外国人を低賃金で長時間働かせるなど違法・無法な行為が蔓延しているのが実態です。あまりにひどい扱いに耐えられないなどとして「失踪」した技能実習生は昨年7,089人、今年前半だけでも4,279人にのぼっています。

日本で技能実習生を企業などに仲介し、実習が適切に行なわれるよう監理する役割を担っているのが事業協同組合などの監理団体ですが、その実態は明らかになっていません。

よって政府におかれては、外国人労働者の基本的人権を保障した秩序ある受け入れにむけて、監理団体の調査など技能実習制度の実態把握と徹底的な検証を行い制度の抜本的な見直しを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

摂津市議会